(昭和二十六年七月三十一日) (政令第二百七十六号)

第一条~第二条の二(略)

(開発行為の規模)

- 第二条の三 法第十条の二第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。
 - 一 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積一へクタールで、かつ、道路 (路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員三メートル
 - 二 太陽光発電設備の設置を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積〇・五ヘクタール
 - 三 前二号に掲げる行為以外の行為 当該行為に係る土地の面積一ヘクタール

(令四政三一三・全改)

第二条の四~第六条 (略)

(都道府県森林審議会の部会)

- 第七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を 分掌させることができる。
- 2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。
- 3 委員の所属部会は、会長が定める。
- 4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる。 第九条~第十五条(略)